

議案第 82 号

公共施設等運営権の設定（鳥取県営鳥取空港）について

次のとおり民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第19条第1号に規定する公共施設等運営権を設定することについて、同条第4項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

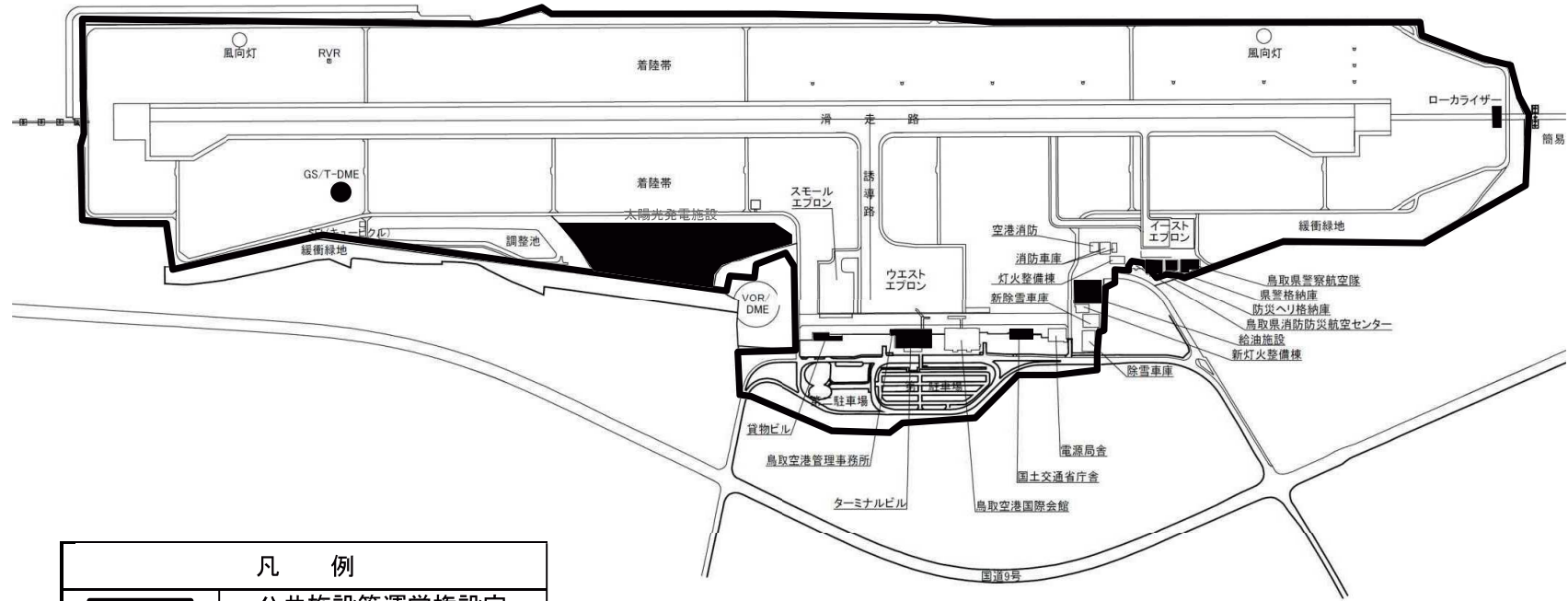
- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 公共施設等の名称 | 鳥取県営鳥取空港 |
| 2 | 立地及び規模 | 鳥取市賀路町及び湖山町
107.3ヘクタール |
| 3 | 配 置 | 別図のとおり |
| 4 | 運 営 権 者 | 鳥取市湖山町西四丁目110番地5
鳥取空港ビル株式会社
代表取締役 馬 場 進 |
| 5 | 運営権に係る内容 | (1) 空港運営等事業
(2) 環境対策事業
(3) 附帯事業
(4) 任意事業 |



6 運営権の存続期間 公共施設等運営権設定の日から平成36年3月31日まで

7 理 由 鳥取県営鳥取空港の運営を効果的かつ効率的に行うため、鳥取
空港ビル株式会社に運営権を設定しようとするものである。

公共施設等運営権の設定に係る対象施設の配置図

別図



凡 例	
	公共施設等運営権設定 予定対象施設
	公共施設等運営権 対象外施設

対象施設には、標準式進入灯、簡易式進入灯、障害灯を含む。